

次の文章は、食中毒事故の原因食材を厚生大臣（当時）が公表したこと（以下「本件公表」という。）について、その国家賠償責任が問われた訴訟の判決文である。この判決の内容に明らかに反しているものはどれか。

食中毒事故が起こった場合、その発生原因を特定して公表することに関して、直接これを定めた法律の規定が存在しないのは原告の指摘するとおりである。しかし、行政機関が私人に関する事実を公表したとしても、それは直接その私人の権利を制限しあるいはその私人に義務を課すものではないから、行政行為には当たらず、いわゆる非権力的事実行為に該当し、その直接の根拠となる法律上の規定が存在しないからといって、それだけで直ちに違法の問題が生じることはないというべきである。もちろん、その所管する事務とまったくかけ離れた事項について公表した場合には、それだけで違法の問題が生じることも考えられるが、本件各報告の公表はそのような場合ではない。すなわち、厚生省は、公衆衛生行政・食品衛生行政を担い、その所管する食品衛生法は、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的としている（法1条）のであるから、本件集団下痢症の原因を究明する本件各報告の作成・公表は、厚生省及び厚生大臣の所管する事務の範囲内に含まれることは明らかである。このように、厚生大臣がその所管する事務の範囲内において行い、かつ、国民の権利を制限し、義務を課すことを目的としてなされたものではなく、またそのような効果も存しない本件各報告の公表について、これを許容する法律上の直接の根拠がないからといって、それだけで直ちに法治主義違反の違法の問題が生じるとはいえない。

（大阪地裁平成 14 年 3 月 15 日判決・判例時報 1783 号 97 頁）

- 1 法律の留保に関するさまざまな説のうち、いわゆる「侵害留保説」が前提とされている。
- 2 行政庁がその所掌事務からまったく逸脱した事項について公表を行った場合、当該公表は違法性を帯びることがありうるとの立場がとられている。
- 3 義務違反に対する制裁を目的としない情報提供型の「公表」は、非権力的事実行為に当たるとの立場がとられている。
- 4 集団下痢症の原因を究明する本件各報告の公表には、食品衛生法の直接の根拠が存在しないとの立場がとられている。
- 5 本件公表は、国民の権利を制限し、義務を課すことを直接の目的とするものではないが、現実には特定の国民に重大な不利益をもたらす事実上の効果を有するものであることから、法律上の直接の根拠が必要であるとの立場がとられている。

1 ○ ⇒総合講義 7 頁

本肢のとおりである。「侵害留保説」とは、国民に義務を課したり、国民の権利を制限したりする侵害的な行政作用については、法律の根拠が必要であるが、そうでないものは法律の根拠を要しないとするものである。本問判決文では、「直接その私人の権利を制限しあるいはその私人に義務を課すものではないから、行政行為には当たらず」「直接の根拠となる法律上の規定が存在しないからといって、それだけで直ちに違法の問題が生じることはない」としている。これは侵害的な行政作用か否かで法律の根拠の要否を決定するものであり、「侵害留保説」を前提にしているといえる。

2 ○

本肢のとおりである。本問判決文は、「その所管する事務とまったくかけ離れた事項について公表した場合には、それだけで違法の問題が生じることと考えられる」としている。

3 ○

本肢のとおりである。本問判決文は、「直接その私人の権利を制限しあるいはその私人に義務を課すものではないから、行政行為には当たらず、いわゆる非権力的事実行為に該当」するとの理解を示した上で、本件のような情報提供型の「公表」について、「国民の権利を制限し、義務を課すことを目的としてなされたものではな」としている。

4 ○

本肢のとおりである。本問判決文は、本件各報告の公表が含まれる公表行為について、「その発生原因を特定して公表することに関して、直接これを定めた法律の規定が存在しないのは原告の指摘するとおりである」としている。

5 ×

本問判決文は、事実上の効果に着目して法律上の根拠の要否を検討することについてなんら言及していない。むしろ、「国民の権利を制限し、義務を課すことを目的としてなされたものではなく、またそのような効果も存しない本件各報告の公表」というような言い回しをしており、法的な効果の有無に着目をしている。そこで、本肢の記述のように、特定の国民に重大な不利益をもたらす事実上の効果があるか否かによって法律上の直接の根拠が必要となるかどうかが決まるとの立場に立っているとはいえず、判決の内容に明らかに反しているといえる。